

原動機の試運転後の開放検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

原動機の試運転後の開放検査に関する事項

改正理由

国土交通省は、2019 年 3 月に「船舶検査の方法」の一部改正を行った。当該一部改正では、主機として用いられる内燃機関の海上試運転後の開放検査について、軸受温度測定値及び点検口や掃気室からの目視検査により異常が認められないことを条件として、省略できること等が新たに規定された。

このため、「船舶検査の方法」を参考に関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 主機関用の往復動内燃機関の海上試運転後の開放検査は、軸受温度測定値及び目視検査により異常が認められない場合には省略できるよう改めた。
- (2) ガスタービンについては、試運転後にボアスコープによる内部検査又は開放検査を行う旨を規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 4.5.1

鋼船規則検査要領 B 編 B2.3.1